

Check!!

※市役所から、郵送等による介護保険サービス利用に関するご案内はありませんので、お早めに担当の相談支援専門員にご相談ください。

※ご利用の障害福祉サービスは必要に応じて引続き利用可能な場合があります。詳しくは障害福祉課までお問合せください。

まずは担当の相談支援専門員に相談してね！！



ご不明点については、障害福祉課支援相談担当もしくは地域包括支援課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

・姫路市障害福祉課 支援相談担当

電話：079-221-2457 FAX：079-221-2374

・姫路市地域包括支援課

電話：079-221-2451 FAX：079-240-5890

障害福祉サービスに関して 大切なお知らせ

～高齢期を迎えられる方へ～

※現在、障害福祉サービスをご利用の方が65歳を迎えると原則、介護保険サービスの利用が優先となります。つきましては、介護保険サービスの申請手続きが必要になりますので、介護保険課にて手続きをお願いします。なお、申請は65歳誕生日の3カ月前から可能です。

《介護保険サービス利用の流れ》

申請

- ・65歳誕生日の3カ月前より申請可能
- ・介護保険課やお住まいの小学校区の地域包括支援センター等に相談

認定調査

- ・本人や家族へ本人の心身の状況についての聴き取り調査を実施
- ・主治医に介護保険サービス利用のための意見書作成を依頼

ケアマネ
決定

- ・ケアマネジャーの選任
- ・ケアマネジャーによるケアプランの作成
(ご本人の状態や意向を踏まえたサービス調整)

利用開始

- ・65歳誕生日の約3週間前から順次、介護保険被保険者証の発行
- ・65歳誕生日の前日から介護保険資格を取得し、利用を開始

《高齢期の生活を考えるにあたって》

高齢期の生活を考えていく際に、制度に関することや手続きについてわからないことがたくさん出てくるかと思います。高齢期の生活について不安なことがありましたら、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

※地域包括支援センターとは？

市が設置している無料の高齢者相談窓口です。専門職員(介護支援専門員・社会福祉士・保健師・看護師等)がご本人やご家族からの、介護や介護予防・健康・医療・福祉・生活など様々な相談に応じ、必要な制度や関係機関の紹介など情報提供や助言を行います。

～介護保険の要介護認定・要支援認定が非該当になった方へ～

介護保険認定申請の結果、非該当と判定された方で引き続き障害福祉サービスの利用を希望される方には、介護予防・日常生活支援総合事業(※ 総合事業)の判定を受けていただくことをご案内しております。

※ 総合事業とは・・・高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業。

訪問介護サービスなどの利用が可能。